事務連絡令和3年7月6日

各都道府県教育委員会指導事務主管課 各指定都市教育委員会指導事務主管課 各都道府県私立学校事務主管課 附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 構造改革特区域法第12条第1項の認定を受けた 各地方公共団体株式会社立学校事務主管課

各国公私立高等専門学校事務局

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課

放射線副読本(令和3年度第1学年児童生徒向け)の配布に係る調査について

文部科学省では、全国の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校(高等課程を置くものに限る。)(以下「学校」という。)等に放射線副読本を配布しています。

放射線副読本は、東日本大震災により避難している児童生徒に対するいわれのない偏見、 差別等が起きている現状や今なお、放射線に対する不安や混乱、風評被害等など、解決し なければならない課題があることを踏まえ、復興が進展している被災地の姿を伝えつつ、 児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるようにす ることを主なねらいとしています。

放射線副読本はこれまで紙媒体により活用がなされてきたところですが、現在、紙媒体のみならず、GIGA スクール構想等のもとで整備が進む ICT 機器を用いて、文部科学省ホームページ(下記)に掲載されている電子データを閲覧等することにより活用することが可能となっています。

これを踏まえ、令和3年度においては、各学校の希望に応じ、令和3年度第1学年(義務教育学校の場合、令和3年度第7学年。中等教育学校の場合、令和3年度第4学年。)に対して放射線副読本の紙媒体を配布することとしています。

ついては、紙媒体による放射線副読本の配布希望及び配布先等を把握したいので、別紙に基づき、配布先の一覧(配布先一覧)を作成し、令和3年7月30日(金)までに、当課(kyoiku@mext.go.jp)宛てに送付いただきますようお願いします。

# ○放射線副読本

「小学生のための放射線副読本 ~放射線について学ぼう~」 「中学生・高校生のための放射線副読本 ~放射線について考えよう~」

※文部科学省ホームページに公表しています。

URL: https://www.mext.go.jp/b menu/shuppan/sonota/detail/1409740.htm

# 【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程第二係

TEL 03-5253-4111 (内線 2930)

FAX 03-6734-3734

E-mail kyoiku@mext.go.jp

### 調査要領

# 1 配布先一覧の作成について

- ① 学校の区分に応じた作成主体
  - ・公立学校(高等専門学校を除く。)については、各都道府県教育委員会指導事務主管課及び各 指定都市教育委員会指導事務主管課において作成してください。
  - ・私立学校については、各都道府県私立学校事務主管課において作成してください。
  - ・国公立大学法人附属学校については、各国公立大学法人附属学校事務主管課において作成して ください。
  - ・株式会社立学校については、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体株式会社立学校事務主管課(以下「各地方公共団体株式会社立学校事務主管課」とする。) において作成してください。
  - ・国公私立高等専門学校については、各国公私立高等専門学校事務局において作成してくださ い。
- ② その他

本件については、必ず添付したエクセルファイルの様式を使用して作成してください。なお、学校の区分ごとにシートが分かれていますので、不要なシートは削除してください。それ以外の様式の加工・改変等は行わないでください。

#### 2 配布先一覧の提出について

- ① 配布先一覧の提出は、当課アドレス(kyoiku@mext.go.jp)に電子メールの添付ファイルとして 送信してください。
- ② ファイル名・メールの件名は、「【〇〇県△立】R3 放射線副読本配布先」としてください。 【】内の「○○県」には一覧の作成主体(都道府県名、指定都市名、大学名、高専名など)、「△立」には「公立」、「私立」、「国立」、「株式」のいずれかを記載してください。 (例:「【北海道公立】R3 放射線副読本配布先」】
- ③ 配布先一覧は今和3年7月30日(金)までに提出してください。

### 3 配布先一覧の記入について

配布先一覧には、放射線副読本の配布先となる学校等について、以下の要領に従って、必要事項を 記入してください。

- 「①区分」:配布先が学校である場合は、公立・私立・国立・株式会社立の区分をそれぞれ「公」、「私」、「国」、「株」のいずれかから選択してください。また、配布先が都道府県・指定都市・市町村教育委員会(市町村及び東京都特別区教育委員会)及び都道府県教育事務所である場合は、区分は「委」を選択してください。
- 「②郵便番号」:配布先の7桁の郵便番号を半角数字(「-」(ハイフン)も半角とする)で記入してください。
- 「③住所」:都道府県から記入し、「″」等は用いないでください。地番は「1-2-3」のように 半角数字で記入し、「1丁目2番地の3」のようには記入しないでください。また、各町村に 所在する学校について、住所に「○○郡」と郡名がある場合は省略せずに記入してください。
- 「④配布先」:配布先の名称(学校名等)を記入してください。<u>必ず○○市立、○○町立など正</u> 式な名称を記入してください。
- 「⑤電話番号」:半角数字(「-」(ハイフン)も半角)で市外局番から記入してください。

● 「⑥閲覧(配布)の方法」:放射線副読本はこれまで紙媒体により活用がなされてきたところですが、現在、紙媒体のみならず、GIGA スクール構想等のもとで整備が進む ICT 機器を用いて、文部科学省ホームページ(下記)に掲載されている電子データを閲覧等することにより活用することが可能となっています。これを踏まえて、放射線副読本の活用に際して、「電子データの閲覧を希望する(紙媒体の配布を希望しない)」または「紙媒体の配布を希望する」からいずれかを選択して入力してください。ここで「電子データの閲覧を希望する(紙媒体の配布を希望しない)」と回答した学校等は⑦~⑨は記入不要です。

放射線副読本 電子データ: https://www.mext.go.jp/b\_menu/shuppan/sonota/detail/1409740.htm

- ※ 特別支援学校、中等教育学校、義務教育学校、専修学校(高等課程を置くものに限る。)を含めて検討してください。(県立学校については、義務教育担当課が所管していない場合もあるので、本事務連絡について、教育委員会内部での情報共有を図ってください。)
- ※ 特別支援学級の在籍児童生徒を含めて検討してください。
- 「令和3年度第1学年児童生徒数(⑦小学校~⑨高等学校)」:(⑥閲覧(配布)の方法で「紙 媒体の配布を希望する」と回答した学校等のみ)配布先一覧の作成主体等が<u>令和3年5月1日時</u> 点で把握している各学校の令和3年度第1学年(義務教育学校の場合、令和3年度第7学年。中 等教育学校の場合、令和3年度第4学年。)の児童生徒数を半角数字で記入してください(自動 計算が不可となりますので、記入の際、表示形式が「文字列」にならないよう注意ください。)。
  - ※ 各学校には、児童生徒数の規模に応じて、教職員用として一定部数の予備を配布しますので、 予備に係る記入は不要です。
  - ※ 都道府県・指定都市・市町村教育委員会(市町村及び東京都特別区教育委員会)及び都道府県教育事務所が予備としての配布を希望する場合は、希望部数を半角数字で(小学生用を希望する場合には⑦小学校へ、中学生・高校生用を希望する場合には⑧中学校へ)記入してください。
- 配布部数については、一覧提出後、文部科学省で調整する場合があります。
- 外字は使用しないでください。代替可能な文字がない場合は、平仮名等で記入してください。
- 集計の都合上、行、列の削除、文字のセンタリングや均等割付、セルの結合や罫線等の装飾はしないでください。

#### 4 配布先について

- 公立学校(専修学校(高等課程を置くものに限る。)を含む。)、国立大学法人附属学校、株式会社立学校、国公私立高等専門学校については、各学校を配布先とします。
- 私立学校(専修学校(高等課程を置くものに限る。)を含む。)については、原則として、各学校を設置する学校法人の指定するいずれか1校を配布先とします。ただし、同一法人の設置する複数の学校間の所在地が著しく離れている場合等は、各学校を配布先とすることができますので、複数の学校への配布を希望する場合は配布先一覧の「備考」にその旨を記入してください。
- 教育委員会用については、都道府県教育委員会、都道府県教育事務所、指定都市教育委員会及び 市町村教育委員会を配布先とします。

#### 5 配布時期について

令和3年10月以降の配布を予定しています。

#### 6 配布後に不足が生じた場合の対応

配布後に、放射線副読本の不足が生じた場合には、設置者ごとに学校間で調整を図ることとし、 学校間での調整が難しい場合には、各教育委員会等へ配布する予備分で対応してください。それで も調整が困難な場合に限り、文部科学省にご連絡ください。

### 7 その他

文部科学省には、放射線副読本に関して、例年、各学校から多くの問い合わせがあります。以下に FAQ を付しますので、各教育委員会等におかれても理解を深めていただくとともに、各学校からの問い合わせ等の対応時に適宜ご参考ください。

- 問 今回の放射線副読本の配布は、誰を対象としたものでしょうか。
- (答) <u>令和3年度第1学年(義務教育学校の場合、第7学年。中等教育学校の場合、第4学年。)の</u> 児童生徒を対象とするものです。
- 問 放射線副読本は、令和3年度第1学年(義務教育学校の場合、令和3年度第7学年。中等教育 学校の場合、令和3年度第4学年。)において必ず活用しなければならないのでしょうか。
- (答) 放射線副読本は、特定の教科等・学年において活用を求めているものではなく、小学校の6年間、中学校、高等学校の3年間等の中で活用いただくことを想定していますので、第1学年において必ず活用しなければならないというものではありません。

放射線副読本は、関係する教科等の様々な学年で広く活用いただける内容となっていますので、各学校において、小学校・中学校学習指導要領解説(総則編)付録6等を参考としながら、 積極的に活用いただきたいと考えています。

なお、<u>すでに令和3年度第1学年児童生徒以外の在籍児童生徒(令和2年度以前の入学児童生</u> 徒)には放射線副読本を1人1冊文部科学省から各学校へ配布済みです。

【これまでの文部科学省からの放射線副読本の配布実績】

平成 30 年 12 月頃

平成30年度時点の全ての在籍児童生徒を対象に配布

令和2年2月頃

令和元年度第1学年児童生徒を対象に配布

令和2年12月頃 令和2年度第1学年児童生徒を対象に配布

また、放射線副読本は、<u>文部科学省ホームページの以下のURLに掲載しています。是非積</u>極的に活用いただきたいと考えています。

放射線副読本 電子データ: https://www.mext.go.jp/b\_menu/shuppan/sonota/detail/1409740.htm